

武蔵野市における ケアプランデータ連携システムの 普及促進

1

武蔵野市 健康福祉部 高齢者支援課
介護保険係 介護サービス担当

武蔵野市内事業所の導入状況

▶ 令和5年4月1日時点

188事業所中、4事業所（導入率2.1%）

普及促進

▶ 令和6年4月1日の時点

188事業所中、30事業所（導入率16.0%）

※予算の兼ね合いで導入が令和6年度になる事業所があるため、
導入事業所数は引き続き増加見込み。

普及促進にあたっての課題

➡ 事業者からの声（事業者連絡会）

- 機能やメリットがわからない
- セキュリティー面で懸念がある
- 導入の方法がわからない
- ソフトが対応していない
- 同様の機能を持つソフトを使用している
- 費用が高い
- 経費節減につながると思えない
- 事務負担や事務の種類が多くなる
- 法人（本部、上司等）の理解が得られない、法人の方針が決まっていない、法人が検討していない
- 普及率が低く、メリットが小さい
- 運営指導や書類の取扱いについて懸念がある。

➡ 浮かび上がってきた課題

- **機能やセキュリティ等のシステム自体に関する理解の不足**
- **導入効果とコストに対する誤解**
- **運営基準と保険者対応に対する不安感**
- **導入率の低さによってメリットが顕在化しない**

課題解決に向けた取り組み

4

順
次
実
施

市HP作成、関連情報のメール展開

事業者連絡会アンケートの実施

普及啓発研修会
アンケート2回目

データ連携促進モデルキャンペーン

事業者向けイベントでの周知

事業者連絡会等での周知継続

集団指導等での周知継続

市HP作成、関連情報のメール展開

▶ ケアプランデータ連携システムに関する専用HPの作成

- 普及啓発を行うにあたって土台となる、事業所がシステム導入に着手する際に見るべき情報をまとめたページを作成
- 補助金情報や介護保険最新情報といった継続的に必要になる情報や、近隣事業所の導入状況を把握するために必要な利用状況（WAM NET）へのリンクも掲載

▶ 関連情報のメール展開

- 関連した介護保険最新情報が発出される度、メール本文に要点をまとめて周知（読まない事業者対策）を実施。
- 専用HPへのリンクや導入メリットを繰り返し掲載し、保険者としての姿勢や事業所に望む動き等を伝えていく。

関連情報

システムの導入に向けて確認いただく情報

- ▶ [ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト\(外部リンク\)](#) □
- ▶ [国民健康保険中央会\(外部リンク\)](#) □
- ▶ [ケアプランデータ連携システム説明会 資料・動画\(外部リンク\)](#) □
- ▶ [データ連携による費用対効果を診断\(かんたんシミュレーションツール\)\(外部リンク\)](#) □

補助金

- ▶ [令和5年度デジタル機器導入促進支援事業\(東京都福祉保健財団\)\(外部リンク\)](#) □

導入状況

- ▶ [ケアプランデータ連携システム利用状況\(WAM NET\)\(外部リンク\)](#) □

介護保険最新情報

- ▶ [Vol.1096「ケアプランデータ連携システムの概要等の周知について\(情報提供\)\(外部リンク\)」](#) □

事業者連絡会アンケートの実施

- ▶ 普及啓発を行う前に、市内事業所で導入が進んでいない課題を把握する必要があるため、事業者連絡会の協力を得てアンケートを実施。

⑦導入しない理由をお答えください。(※複数回答可)

(現時点で今年度に導入する予定はない、導入するつもりはない事業所)

ソフトが対応していない	4
費用が高い	8
事務負担が多くなる	12
経費節減につながると思えない	8
実地指導の対象にならないから	1
現場では導入しようとしているが本社(本部、上司等上層部)の理解が得られない	4
導入の方法がわからない	5
その他	18

「ケアプランデータ連携システム」普及啓発研修会

地域におけるデータ連携促進モデル事業（三菱総合研究所）として実施

目的

- アンケートや事業者連絡会で浮かび上がった課題の解決に必要な情報を事業者に提供する。
- 保険者としての普及に向けた姿勢・方針を強く打ち出すことで、導入に向けた機運を醸成する。

内容

- 厚生労働省と武蔵野市による共催
- 厚生労働省、国民健康保険中央会、武蔵野市の担当者が説明を行い、先行事業所による事例発表を実施
- 機能やセキュリティ等のシステム自体に関する情報や導入効果とコスト軽減（補助金等）に関する情報の提供・説明を実施。
- 運営基準や保険者対応に対する不安感を解消するために必要な解説等を行った。

1. 開始の挨拶
2. 本システム運用の社会的・制度的な背景
3. 本システムの概要（主な機能やシステムを使用した業務フローなど）
4. 本システムの利用に関する自治体としての方針
5. 本システムの先行事例
6. データ連携促進モデルのキャンペーン概要
7. 質疑応答
8. 終了の挨拶

「ケアプランデータ連携システム」普及啓発研修会

➡ 保険者説明で用いた資料 1

▶ 保険者としての考え

➡ 目標

- **令和6年度制度改定・報酬改定への対応が本格化する前に、可能な限り多くの介護保険事業所がケアプランデータ連携システム（以下、本システム）を導入済みで、実際に利用している状態にする。**
- **可能な限り早期に、全事業所が本システムを導入済みの状態にする。**

➡ 目的

- FAXや紙媒体でやりとりされてきたケアプラン・サービス提供票の受け渡しを、電子的な取り扱いに移行することで、転記や手作業の手間を削減し、業務負担を軽減する。
- 効率化して確保された時間の活用によって、利用者に提供されるサービスの質の向上や従業員のライフワークバランスの改善につなげる。
- 紙媒体やFAXを減らすことで、紙の管理コストや情報リスクを低下させる。

■ 保険者説明で用いた資料 2

10

関連規定と解説

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日号外厚生省令第38号）

第13条

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

- 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企発第29号）

居宅サービス計画書記載要領

第6表：⑬「利用者確認」

居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。

① ケアプランの原案に対して同意を得る。

※原案から変化がない場合、原案がそのままケアプランになる。

※同意を得る方法としては、電磁的な方法や、ケアプランに同意欄を設ける、同意書のような書類への署名や捺印がある。武蔵野市近隣の居宅介護支援事業所においては、第1表に同意欄を設けて署名または捺印をもらう場合が多い。

※介護システム上に「ケアプラン」が保存され、「印刷されたケアプラン」の第1表に同意の署名等が入っているという運用の事業所が多い。

② 利用者と介護サービス事業所にケアプランを交付する。

※交付するのは「ケアプラン」であり、「印刷されたケアプラン（同意の署名等があるもの）」である必要はない。

③ 第6表に利用者確認（電磁的方法や署名、捺印等）を受ける。

※利用者の確認が必須になるのは「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）」である。そのため、介護サービス事業所に交付する第6表「サービス提供票」に利用者確認の署名等が入っている必要はない。

データ連携促進モデルキャンペーン

10

地域におけるデータ連携促進モデル事業（三菱総合研究所）として実施

▶ キャンペーン内容

- 一定の要件を満たした上でシステム導入した事業所に対して、年度末時点でシステム利用を継続している場合に、システムのランニングコスト程度の謝礼を支払うもの。
 - 地域におけるデータ連携促進モデル事業（三菱総合研究所）の中で実施した。
- ▶ キャンペーンによって費用に対する事業所の懸念を払拭しつつ、導入に向けた誘導を実施。
 - ▶ 併せて、令和6年度以降も都道府県のシステム導入支援事業の活用を継続的に周知することで、システムのランニングコストを大幅に削減できることを周知。
 - ▶ 東京都の場合は、東京都福祉保健財団が実施する「デジタル機器導入促進支援事業」で年間費用21,000円の75%が補助される。

研修参加者向け特別枠あり！

データ連携促進モデルキャンペーン



ケアプラン連携に挑戦するなら今！デジタル化で業務効率化！

今般、市内居宅介護支援事業所および居宅サービス事業所におけるケアプランデータ連携システム（以下、本システム）の普及促進を目的として、「データ連携促進モデルキャンペーン」を下記のとおり開催することと致しました。是非ご参加の程、宜しく願い申し上げます。

対象事業所 | 武蔵野市内の居宅介護支援事業所・サービス事業所 50か所（先着順）

募集期間 | 令和5年12月15日（金）まで ※11/24（金）より延長しました！

※先着順のため早めに終了する可能性があります

応募先 | 下記URLまたはQRコードよりお申し込みください
<https://forms.office.com/r/wEZNTbGJKp>



応募枠 | 事業所の実態に合わせて、下記①のA・B、②のいずれかお選びください

全枠共通の条件

- ① キャンペーン終了（令和6年3月）時のケアプランデータ連携システムの利用継続
- ② 利用開始時、キャンペーン終了時のアンケート調査への回答（オンラインで実施）

① 一般枠：謝礼26,000円

A 事業所単独で応募



B 居宅介護支援事業所 + サービス事業所で応募 ※同一法人同士を除く



利用開始に伴う業務フローの変更にご協力いただくことで、さらに上乗せ！

② モデル事業所枠（先着10事業所）：謝礼31,000円

【業務フローの変更の流れの例】



ケアプランデータ連携システムを利用開始済み事業所もご参加いただけます！

利用開始前、かつこれから連携先となる事業所のご紹介 + ご紹介先にも一般枠相当の謝礼をお支払いします + 上記の業務フローの変更へのご協力

※内容は今後変更の可能性があります。詳細は上記、応募先のリンクよりご確認ください。

主催 | 厚生労働省

共催 | 武蔵野市

問い合わせ先 | 株式会社三菱総合研究所
「地域におけるデータ連携促進モデル」事務局
E-mail: r5-careplan-campaign@ml.mri.co.jp

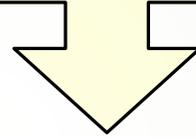
事業者連絡会、集団指導等での周知継続

- 保険者としての姿勢を示し、事業所において導入の動意付けになるよう、定期的開催される事業所連絡会において、ケアプランデータ連携システムに関する説明を継続的に実施した。
 - システム導入のメリットや早期導入を促す意図（報酬改定対応や医療介護DXへの備え）等、法人内での決定権者に説明するための材料を提供
 - 質疑応答によって事業所の疑問点を解消
 - 上記の内容は、議事録という形で市内の事業所に展開
- 事業種別毎の事業者連絡会の会長が構成員となる会議体においても、システム導入に向けた議論がされた。
→ **地域として取り組むべき課題という認識が醸成された。**
- 全事業所に対してリアルタイムで語りかける機会は希少であるため、集団指導等の機会も活用して、大きな切れ目なく周知を実施。

取組の結果と今後に必要な対応

13

- ▶ 市内事業所における導入率は2.1%から16%に向上し、近隣地域と比較して導入が進んでいるが、**未導入の事業所が依然として多い。**
- ▶ ケアプランデータ連携システムのメリットを最大限に引き出すためには**導入率の向上が必要であり、継続的な普及促進が必要になる。**



- ▶ 事業所の導入判断において地域における導入率の低さが障壁になる中で普及を図るためには、居宅介護支援事業者か介護サービス事業者の如何問わず、**地域全体として導入に向けた動きを作り、その動きを維持する。保険者と事業所、法人が同じ方向を向く。**
- ▶ 少しずつでも導入している事業所が増えれば、その事業所が活動するエリアでシステムを活用する余地が生まれ、近隣の事業所がシステム導入する理由につながる。**各地域に、最初の一石となる事業所を作っていく。**
- ▶ 複数の事業所を展開する法人による導入決定は、他法人での導入判断や将来的な導入率向上への波及効果が大きいいため、**フォローアップを重点的に実施する。**

參考資料

ケアプランデータ連携システムの 利用に関する自治体としての方針

保険者としての考え

➡ 目標

- 令和6年度制度改定・報酬改定への対応が本格化する前に、可能な限り多くの介護保険事業所がケアプランデータ連携システム（以下、本システム）を導入済みで、実際に利用している状態にする。
- 可能な限り早期に、全事業所が本システムを導入済みの状態にする。

➡ 目的

- FAXや紙媒体でやりとりされてきたケアプラン・サービス提供票の受け渡しを、電子的な取り扱いに移行することで、転記や手作業の手間を削減し、業務負担を軽減する。
- 効率化して確保された時間の活用によって、利用者に提供されるサービスの質の向上や従業者のライフワークバランスの改善につなげる。
- 紙媒体やFAXを減らすことで、紙の管理コストや情報リスクを低下させる。

市内の介護保険事業所の状況

■ 利用者

- 武蔵野市においても高齢者人口、要支援・要介護認定者数は長期的に増加していく見込みであり、介護サービスのニーズが拡大していく。

■ 職員

- 人材不足の状況が継続しており、昨今の人件費高騰により人材確保が一層難しくなっている。
- 利用者数の増加や求められる役割の多様化、感染症対策、職員の病休・退職等により、業務負担が増加している。

■ 業務

- ケアプラン・サービス利用票等のやりとりはFAXや紙媒体によるやりとりが中心。
- 人の目視と手入力による転記作業があり、転記誤りによる返戻リスクが存在する。
- 紙媒体の管理のため、印刷や保管場所の確保等に費用がかかっている。

ケアプランデータ連携システムの効果

時間削減

※R2年度老健事業による試算

- 提供票共有に係る時間（1事業所あたり）
52.4時間/月 → 18.1時間/月
- 持参の場合の移動時間（1事業所あたり）
車 265分/月 → 0分
公共交通機関 77.5分/月 → 0分

作業時間が約3分の1に軽減

業務負担軽減

- 紙から介護ソフトへの転記が不要
- 転記ミスに対する心理的負担軽減
- ペーパレス化によって、印刷保管による場所の確保が不要

事業所・従業者ともに負担軽減効果

費用削減

- 削減時間を反映した人件費分（-6.2万円）
- 印刷・マスキング（墨塗り）する用紙分
- FAXによる通信費分
- 持参する交通費分 等

約68,000円/月（1事業所）の削減効果

業務円滑化

- 厚労省発出の「ケアプラン標準仕様」でのデータ連携
- ケアプラン標準仕様の活用により、介護ソフトベンダーに依存しないデータ連携

データ標準化による円滑な連携

市内事業者の導入状況

- 導入済み事業所数（WAM NET ケアプランデータ連携システム利用状況より）
 - 令和5年8月10日時点で8事業所（4法人）

- 市内の介護保険事業所向けアンケート
 - 概ねすべての事業所は本システムの存在を認識している。
 - 導入していない理由
 - 本システムの機能やメリットを把握できていない、導入の方法がわからない
 - ソフトが対応していない
 - 同じようなシステムがある、セキュリティーの問題
 - 費用が高い、経費節減につながると思えない
 - 事務負担（事務の種類）が多くなる
 - 法人（本部、上司等上層部）の理解が得られない、法人の方針が決まっていない、法人が導入を検討していない
 - 普及率が低く現時点でメリットを感じない

「導入していない理由」への回答 (1/2)

- **「本システムの機能やメリットを把握できていない、導入の方法がわからない」**
 - 本研修会の資料や武蔵野市ホームページ「ケアプランデータ連携システムについて」を活用いただきたい。
 - ヘルプデスクサポートサイト：<https://www.careplan-renkei-support.jp/>
- **「ソフトが対応していない」**
 - 本システムの利用事業所数は全国的に増加してきており、「通常使用するシステム」になっていくことが想定される。早期導入に向けて、現行ソフトのベンダーに対応方針を確認したり、対応を求める等が考えられる。本システムのメリット等を踏まえて、システム環境の見直しも選択肢になる。
- **「同じようなシステムがある、セキュリティーの問題」**
 - 現在、本システムの利用は義務化されていないが、国における医療DX（保健・医療・介護の情報やデータが活用される）の動向に留意する必要がある。
 - 本システムは電子証明書による暗号化を施す高度なセキュリティー対策が実施されており、政府の情報セキュリティー基準が遵守されている。
- **「費用が高い、経費節減につながらないと思えない」**
 - 導入による費用削減の効果は事業所によって異なるが、事務処理時間の削減や事務の正確性向上、紙媒体管理のコスト・リスクを小さくする効果が見込まれる。
 - 本事業キャンペーンの活用を検討いただきたい。東京都福祉保健財団のデジタル機器導入促進支援事業（令和6年度分）については、東京都より案内があり次第周知する予定。

「導入していない理由」への回答 (2/2)

- 「事務負担（事務の種類）が多くなる」
 - 自事業所とやりとりのある全ての事業所が本システムを導入するまでは、既存の取り扱いと本システムを活用した取り扱いが併存することになるが、データ連携ができた部分においては既存の事務と比較して事務負担が軽減される。
- 「法人（本部、上司等上層部）の理解が得られない、法人の方針が決まっていない、法人が導入を検討していない」
 - 法人に本システムのメリットをお伝えいただきたい。（本研修会の資料をご活用ください）
 - 法人が導入できない理由に応じて、説明材料になる資料を提供できないか検討させていただきます。
- 「普及率が低く現時点でメリットを感じない」
 - やりとりのある事業所が少数でも本システムを導入している場合、少なくとも当該事業所とはデータ連携を行うことができるため、限定的ながらも事務効率化が可能となる。
 - 自事業所における本システム導入は、やりとりのある他事業所での本システム導入を促すことになる。また、導入済みの事業所が増えることで、本システムがもたらすメリットは大きくなる。
 - 本システムの活用は一般化していくと見込まれる。本システムを導入しないグループが、業務負担軽減において取り残されることが危惧される。早期の導入を検討いただきたい。
 - 本システムの導入に際しては、やりとりのある事業所にもお声がけの上、手続きを進めていただきたい。

関連情報

▶ 令和5年度デジタル機器導入促進支援事業

- ・ 介護事業所が、デジタル機器を活用し介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステム（以下「介護業務支援システム」という。）を導入する場合に、必要な経費の一部（**最大で、費用の4分の3の金額**）が補助される。
- ・ 東京都福祉保健財団が実施する介護現場改革促進等事業として実施されている。
- ・ **令和5年度の交付申請の提出期限は10月13日（金）必着。**
令和6年度分については、東京都より情報が入り次第、周知を行う予定。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/digital/>



▶ 武蔵野市ホームページ「ケアプランデータ連携システムについて」

- 本システムのヘルプデスクサポートサイトや国民健康保険中央会のホームページ、これまでに発出された介護保険最新情報へのリンクがまとめられている。

https://www.city.musashino.lg.jp/kenko_fukushi/koureisha_fukushi/kaigohoken/jigyosya/1045261.html



制度の再確認

ケアプランへの同意と介護サービス事業所への交付

Q. ケアプランについて、利用者の同意が得られたサイン入りのものを、居宅介護支援事業所からサービス事業所に交付している。本システムで共有する場合は、どのように整理すればいいのか。

- 「居宅介護支援事業所に保管するケアプラン」と「利用者サービス事業所に交付するケアプラン」の取り扱いは異なるため、切り分けて考えるべきである。
- ケアプラン原案は、文書による利用者の同意を得た上で、ケアプランとして居宅介護支援事業所に保管するとともに、利用者等に交付される。また、居宅介護支援事業所に保管する第6表 サービス利用票（控）に利用者の確認を受けることとしている。
- ケアプラン原案に対する利用者の同意や第6表 サービス利用票（控）の確認については、電磁的方法によらない場合は、利用者の署名等が必要となる。相手方の承諾を得れば、利用者の同意や確認を電磁的方法で行うことができ、電子署名や利用者同意を確認した電子メールの保管等の方法で行うことができる。このように、文書の真正性は、居宅介護支援事業所に保管する署名等の同意文書又は電磁的方法による取扱い（電子署名や電子メール）を確認することで把握できる。
- このため、本システムを利用してケアプランを電子的に連携する場合においても、ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無をサービス事業所が確認する必要はない。同様に、第6表の利用者同意の有無についても、サービス事業所が確認する必要はない（※）。
（※）サービス事業所に交付する第6表は、サービス利用票に基づいて作成される「サービス提供票」であり、そもそも利用者の確認を受ける書類ではない。

関連規定と解説

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成11年3月31日号外厚生省令第38号)

第13条

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

- 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について (平成11年11月12日老企発第29号)

居宅サービス計画書記載要領

第6表：⑬「利用者確認」

居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。

① ケアプランの原案に対して同意を得る。

※原案から変化がない場合、原案がそのままケアプランになる。

※同意を得る方法としては、電磁的な方法や、ケアプランに同意欄を設ける、同意書のような書類への署名や捺印がある。武蔵野市近隣の居宅介護支援事業所においては、第1表に同意欄を設けて署名または捺印をもらう場合が多い。

※介護システム上に「ケアプラン」が保存され、「印刷されたケアプラン」の第1表に同意の署名等が入っているという運用の事業所が多い。

② 利用者と介護サービス事業所にケアプランを交付する。

※交付するのは「ケアプラン」であり、「印刷されたケアプラン（同意の署名等があるもの）」である必要はない。

③ 第6表に利用者確認（電磁的方法や署名、捺印等）を受ける。

※利用者の確認が必須になるのは「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）」である。そのため、介護サービス事業所に交付する第6表「サービス提供票」に利用者確認の署名等が入っている必要はない。

実地指導における取り扱い

■ サービス提供票の交付

- 本システムによる交付（送受信履歴等）が確認できれば問題ない。

■ サービス提供票の保管方法

- 電磁的方法による保管が可能であり、本システムよりダウンロードされたファイル、または介護ソフト上に取り込まれた実績または予定を確認できれば問題ない。
- 居宅介護支援事業所においては、利用者の確認を受けたサービス利用票（控）が保管されていることが必要になる。

※上記の書類に限らず、実地指導における書類確認は、必ずしも紙媒体ではなく、事業所に備え付けられたパソコンによる閲覧といった対応が可能。利用者の同意を署名や捺印で得ている場合、当該書類については実際に同意を得た書面が必要になる。

※この場合、実地指導に何う職員の数に応じた端末の準備や介護ソフトの使用方の説明等を要する場合があるため、パソコンによる閲覧を希望する場合は予めご相談いただきたい。

保険者としての考え（再掲）

➡ 目標

- 令和6年度制度改定・報酬改定への対応が本格化する前に、可能な限り多くの介護保険事業所が本システムを導入済みで、実際に利用している状態にする。
- 可能な限り早期に、全事業所が本システムを導入済みの状態にする。

➡ 目的

- FAXや紙媒体でやりとりされてきたケアプラン・サービス提供票の受け渡しを、電子的な取り扱いに移行することで、転記や手作業の手間を削減し、業務負担を軽減する。
- 効率化して確保された時間の活用によって、利用者に提供されるサービスの質の向上や従業者のライフワークバランスの改善につなげる。
- 紙媒体やFAXを減らすことで、紙の管理コストや情報リスクを低下させる。